

オリンパス事件からみる企業統治のあり方

—監査役の視点から—

宮本京子

1. はじめに

取締役会と監査役会を並列に設置する監査役会設置会社は、わが国特有の株式会社形態である。本来、監査役は組織において独立した存在であり、法令上も強い権限が付与されている。近年、企業不祥事を巡る株主代表訴訟で行動しなかった監査役の法的責任が問われる流れを背景に、監査役が権限を行使する事例が少数みられるが、監査役が本来の権限を有効に行わせるにはなお課題が多い。

本稿では、監査役に焦点を置き、オリンパス事件から示唆される企業統治のあり方について検討を試みる。以下ではまず、会社法に基づく監査役の職務と権限の要点を示し、オリンパス事件において監査役にはどのような点で任務懈怠があったのかを主に監査役等責任調査委員会の調査報告書¹⁾(以下、報告書という。)に基づき整理する。次に、監査役会設置会社には構造上いかなる問題があるのかを考察する。最後に、法制審議会が2012年に提案した監査・監督委員会設置会社の概要と要点を説明し、当該会社形態であればオリンパスの取締役の職務の執行の監査は有効になされた可能性があるのかを探る。

2. 監査役の職務と権限

オリンパス事件における監査役の権限行使を検討するにあたり、本節では監査役の職務と権限について整理し確認する。

監査役は、会社法で定める会社の機関である。監査役が監査の結果として意見を述べなければならぬ事項は、以下の4つに整理できる。

- (1) 取締役が作成する事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(会社法施行規則第129条二)

1) オリンパスと利害関係を有しない弁護士3名で構成する調査委員会が事件にかかる一連の取引について事実関係の調査を行い、監査役等の責任を明らかにした調査報告書をいう。

- (2) 当該株式会社の取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実（会社法施行規則第129条三）
- (3) 会計監査人の職務の方法又は結果を相当でないとしたときは、その旨およびその理由（会社法施行規則第127条二）
- (4) 大会社の場合には、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する取締役会決議の内容および当該体制に関する取締役の職務の執行について相当でないとしたときはその旨およびその理由（会社法施行規則第118条二、同規則第129条五）

上記のうち、(3)に関する意見を表明するための監査が会計監査である。会計監査以外の(1)、(2)、および(4)は業務監査であり、取締役の職務の執行の監査を意味する。特に業務監査を行うにあたり、会社法が規定する監査役の職務と権限のポイントをまとめると次のようになる²⁾。

- ① 監査役は、取締役の職務の執行を監査することである（会社法第381条）。
- ② 監査役には取締役会への出席が義務づけられており、必要があると認めるときは意見を述べなければならない（会社法第383条第1項）。取締役会に上程される各事項、取締役会に上程された議案に係る取締役の経営判断に善管注意義務違反がないかも監査する義務を負う。
- ③ 監査役は、いつでも取締役等に事業の報告を求め、会社の業務および財産の調査をすることができる（会社法第381条第2項）。したがって、取締役の職務執行に関し取締役が善管注意義務違反がある場合には、監査役は、当該行為について勧告もしくは調査を行う義務を負う。
- ④ 取締役が不正行為をしもしくは不正行為をする恐れがあると認められるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく取締役会に報告しなければならない（会社法第382条）。なお、会社に著しい損害が生ずる恐れがある等のときは、取締役の行為に対する差止め請求権を行使できる（会社法第385条第1項）。

したがって、取締役に善管注意義務違反があるにもかかわらず、監査役が適切に職務の履行や権限の行使をしなかった場合には、監査役の善管注意義務違反となる。ただし、監査役が全取締役の行為を逐一監査することは不可能であるから、一般的に監査役に要請される監査を行う過程において、取締役の違法行為を知り得べき特段の事情がない限り、その違法行為を発見できなかったとしても、監査役の任務懈怠とはならないと解される³⁾。

2) 会社法施行（2006年5月1日）前は、旧商法に同様の規定がある。

3) オリンプス株式会社監査役等責任調査委員会報告書（2012）、35頁。

3. オリパス事件における監査役監査の問題点

そこで、上記2を踏まえ、オリパス事件における監査役の職務執行に善管注意義務違反に該当する行為があったか否かを法的側面から考察する。報告書によれば、調査ポイントは大きく4つに分けて整理できる。以下、本節では報告書に基づき責任判断の前提となる事実を要約して説明する⁴⁾。

(1) 損失分離スキームの構築（1998年1月から2001年3月）・維持（2001年4月から2011年3月）に関する監査役の善管注意義務違反の有無

財務部所属従業員が中心となり、1998年頃から連結対象とならないファンドに対して約1350億円の実質的な資金を提供して含み損を抱える金融商品をオリパスから帳簿価額で売却し、含み損を表面化せずに簿外に移管して分離するスキームを策定し実行した。

① 不正を認識していた監査役（太田）

- ・損失分離状態については書面が作成され会議で定期報告が行われており、太田（2001年5月まで経理部長、同年6月からは常勤監査役）は同書面の名宛人の1人であった。
- ・経理部長時代に未公表の多額の損失があることを認識し、損失分離スキームに関する一切の事項に関わらないことを条件に監査役に就任し、その後も損失先送りを黙認した。監査役就任後、上記会議への出席を求められており（出席はしていない）、損失分離に関する情報入手は容易であったと考えられる。損失分離スキームの維持及び解消を業務監査権を行使して調査・中止させるべき注意義務を負担していたといえるが、一切関与しない姿勢をとっており、監査役としての調査義務の履行を放棄したことから善管注意義務違反にあたる。

② その他当該期間に在任した9名の監査役

- ・9名の監査役は、取締役の違法行為を認識しておらず、取締役の善管注意義務違反を看過したことにつき、善管注意義務があったか否かが問題となる。
- ・上記監査役は、取締役会や監査役会に出席し、年間の監査計画を定め、取締役・執行役員・監査室との意見交換を行い、経営執行会議資料等の重要書面の閲覧を誠実に行い、また会計監査人の監査結果報告書の閲覧及び会計監査人からの聴取等十分な監査を行っていたとされる。
- ・損失分離スキームの構築はごく少数の関与者で秘密裏に行われ、あずさ監査法人が飛ばしの指摘後に行った詳細な監査でも発見できなかったものであり、上記監査役が違法行為を発見しうる特段の事情は認められない。つまり、違法行為を知り得なかったのであるから、上記

4) オリパス株式会社監査役等責任調査委員会報告書（2012）。

監査役に善管注意義務違反は認められない。

- ・報告書は、取締役等責任調査委員会報告の、「内部統制システムは相応のものが構築されているとし、関与者・認識者以外の取締役については内部統制システムの構築・運用および他の取締役の内部統制システムの構築・運用を監視する義務について義務違反があったとは認められていない」との判断を踏襲している。9名の監査役は、一般に監査役に要求される監査を実施していたとされ、内部統制に不備があったとしても監査役に内部統制システムの不備を発見しうる特段の事情があったとは認められないと判断されて、善管注意義務違反は認められていない。

(2) 損失分離解消スキームに関する監査役の善管注意義務違反の有無

関与取締役は、企業買収案件において他社の株式や資産を取得する際に、損失分離スキームにおいて分離した損失分を当該資産の価値に上乘せしたり、取得する際のFAに対する多額の報酬を支払うことにより、その上乘せ分や報酬額をのれんに計上し、その後会計上の償却期間にわたり段階的に償却して費用計上する方法により、分離にかかる損失を解消しようとした。

以下、4名の監査役（雨宮・今井・島田（社外）・中村（社外））の善管注意義務違反の有無を考察する。

① 2006年3月における事業投資ファンド（GCNVV）における株式の取得について

- ・監査役は、一般的に監査役に要請される監査を行っていたとされ、取締役の善管注意義務違反を知り得る特段の事情がなく、善管注意義務違反があったとは認められていない。
- ・内部統制システムに対する監査について、上記(1)と同様の理由で善管注意義務違反が認められていない。

② 2008年2月開催の取締役会における株式取得承認決議（3社株式を67%超まで買い増し子会社化）について

- ・関与者・認識者以外の取締役のうち、3社株式買い増し提案に賛成した取締役に、3社株式取得につき善管注意義務違反が認められている。
- ・監査役4名は、本件取締役会に出席、議論に参加している。
- ・監査法人から中間監査概要報告において、具体的な指摘があった（取得価額、投資額、投資評価のプロセス等）。
- ・取締役会において異議を述べず、再調査の要求もしていない。算定依頼中の外部算定書面を事後的に確認していない。
- ・株式取得の必要性、事業計画の適法性、株式取得価額の妥当性等の検証を慎重に行うべきであった。
- ・取締役会終了後、監査役会で問題意識をもち議論を行っているが、取締役会の開催を求める、再調査を行う、あるいは本件取得行為の差止請求を検討していない。

- ・以上のことから、取締役の意思決定における善管注意義務違反を看過した点に、監査役の善管注意義務違反があったと認められる。
- ③ ファイナンシャル・アドバイザー（以下、FAという。）との契約締結に関する2007年11月取締役会決議
- ・関与者・認識者以外の取締役に善管注意義務違反は認められていない。
 - ・監査役がFA報酬の支払いは損失分離の解消目的のためと認識し得た特段の事情は認められない。
 - ・その他の取締役経営判断について、取締役に不注意な誤りがあったとまで認められる事情はない。
 - ・したがって、取締役の職務執行に対する監査について善管注意義務違反は認められない。
- ④ 2008年3月期の監査概要報告書により知った事実について
- ・監査概要報告書を受領し概要報告を受ける（FA報酬が取締役会で承認を受けた価格を超えている）
 - ・上記変更後金額は、再度取締役会の付議が必要な金額であるが必要な監査権限を行使していない。
 - ・必要な対応を取っていれば、その後の優先株の発行とその高額での買い取りの事態を防止しえた。
 - ・以上のことから、監査役としての監査義務を尽くさなかったことに善管注意義務違反が認められる。
- ⑤ ワラント購入買取りおよび優先株発行に関する2008年9月取締役会決議について
- ・関与者・認識者以外の取締役について、善管注意義務違反が認められている。
 - ・監査役は、取締役会決議における取締役の経営判断について、事実認定の過程並びにこれに基づく判断の推論過程及び内容の不合理性について不注意な誤りがあったことを知り得た。
 - ・本議案に異議を述べず、何らの調査も求めている。
 - ・以上から監査役としての適切な監査権限の行使をしなかったことに善管注意義務違反が認められる。
- ⑥ 優先株の買取りに関する取締役会決議（2010年3月）について
- ・関与者・認識者以外の取締役について善管注意義務違反が認められている。
 - ・監査役は、監査法人からジャイラス買収に係るFA報酬が不当に過大である懸念について詳細な指摘を受けており、上記取締役以上に問題点を認識し得た。
 - ・優先株の買取りは、監査法人の指摘を受けて前回決議で取消決議が行われた経緯があるが、今回は前回決議金額を大幅に上回る金額での提案。
 - ・監査役は、取締役会決議における取締役の経営判断について、事実認定の過程並びにこれに基づく判断の推論過程及び内容の不合理性について不注意な誤りがあったことを知り得た。

- ・ 監査役は、優先株式を買い取る必要性の検討や発行価額と大幅に乖離した価格の妥当性について、説明も調査も求めず、決議の承認を放置し、違法行為の差止をする等の監査権限を行使しなかった。
- ・ 以上から、適切な監査権限を行使しなかったことに善管注意義務違反が認められる。

(3) ウッドフォード (2011年6月に代表取締役社長執行役員に就任) による疑惑指摘後の対応に関する監査役の善管注意義務違反の有無

① 関与者・認識者である監査役 (山田)⁵⁾

- ・ ウッドフォードによる疑惑指摘に対して、取締役会で取り上げて議論しようせず、損失先送りについて認識がない取締役に対してその事実を隠蔽し虚偽の説明を続け、他の監査役に対してウッドフォードを非難して解職に賛成する方向に導いた。
- ・ 違法行為を解消すべき義務に違反し、善管注意義務違反が認められる。

② 他の監査役 (今井, 島田 (社外), 中村 (社外))

- ・ ウッドフォード解職議案に異議・意見を述べていない。
- ・ 指摘されている疑惑については執行側で対応してほしいとの意見を有していた。
- ・ ウッドフォードによる疑惑指摘と同人の解職とは別次元の問題として認識していたという言い分が不合理であるとは認められない。
- ・ 違法行為の疑いを指摘された場合に調査すべき義務に違反するものといえないことから、善管注意義務違反は認められない。

(4) 剰余金の配当等に関する監査役の善管注意義務違反の有無

損失分離スキームの構築及び維持のための金利や手数料が発生するとともに、損失分離の解消にあたりファンドの運営に関与していた協力者等に対する報酬等が支払われた結果、回収できない多額の損害が発生するとともに、計算書類が正しく作成されなかったことにより、分配可能額を超えた剰余金の配当及び自己株式の取得がなされた。

① 2007年3月期在任の監査役 (雨宮, 今井, 島田 (社外), 中村 (社外))

- ・ 会計監査人設置会社においては、会社が作成した計算書類について会計監査人により無限定の適正意見が出されている場合には、その監査の方法および結果に相当でないと疑われる事情、または分配可能額の算定の基礎となる貸借対照表が誤りであることまたはその適正さについて疑義を生じさせるような事情がない限りその判断を信頼することが許されてよいと考えられる。
- ・ 監査役は、損失分離スキームについて認識がなく、上記のような事情を知らなかった、ある

5) 2003年6月から2011年6月まで取締役であり、監査役在任期間は2011年6月から同年11月までである。旧取締役として、取締役責任調査委員会に責任追及が委ねられている。

いは知りえなかったと認められる。したがって、善管注意義務違反は認められない。

- ② 2008年3月期～2011年3月期在任の監査役（今井、小松、島田（社外）、中村（社外））
- ・監査役には、FA報酬として支払われたワラント債購入権および優先株の買取り代金が過大であり、これらの取得または買取りの承認決議を行ったことにつき善管注意義務違反が認められている。
 - ・3社の株式取得代金やジャイラス買収に係るFA報酬が高いと知り得たが、のれんの計上が認められないことその他会計処理が不適切であり貸借対照表の記載が適正でないことを認識し得たとまで言えない。
 - ・会計監査人が無限定適正意見を表明していたことから、会計処理が適正になされていると信用したとしてもやむを得ない。したがって、善管注意義務違反は認められない

以上4事項に基づき、監査役等責任調査委員会は、太田の善管注意義務違反に基づく損害を37億2556万1170円、今井、小松、島田、中村の善管注意義務違反に基づく損害を46億5675万9788円（連帯債務）と判断している。この後、2012年1月17日に取締役会が上記5名にそれぞれ5億円の損害賠償請求訴訟を提起し進行中である⁶⁾。

4. 監査役会設置会社の課題

以上みてきたように、オリンパスにおいては監査役（会）が有効に機能していない。その原因がどこにあるのかを考察するためには、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の観点から検討する必要がある。

第三者委員会調査報告書⁷⁾に基づき要約すると、オリンパスの取締役会の実態は次のように形骸化していることが分かる⁸⁾。オリンパスでは、監査役4名が選任され、4名の監査役の取締役会や監査役会への出席率は概ね100%であった。法律上、取締役会は業務に関する最高意思決定機関であるが、オリンパスの取締役会は事実上このような権限を有していない。2001年3月末まで取締役会と経営会議はほぼ一体化し、これらの機関の構成員よりも職階上上位者（常務取締役以上の取締役及び事業部担当の平取締役のみ）により構成される常務会（形式上は取締役会・経営会議の下部機関、2001年以降は経営執行会議がこれに代わる）が実質的な業務執行に関する最高意思決定機関であった。取締役会の審議は、挙手等の賛否が明確に分かる

6) オリンパス株主被害弁護団ホームページ参照。

(<http://www.olympus-higaibengodan-tokyo.jp/about.html>)。

7) オリンパスと利害関係を有しない弁護士5名及び公認会計士1名から構成される委員会で、オリンパスが行った損失先送りと損失解消についての実態解明、事件のガバナンス及び内部統制の実態解明を調査した報告書。

8) オリンパス株式会社第三者委員会調査報告書（2012）、115-146頁参照。

採決方法が採用されず議長の声によりなし崩し的に決定され形骸化していたため、常務会の決定内容が覆ることは事実上なかった。上記2で考察したとおり、監査役が取締役会で異議を申し立てたり、説明を求めた事実もない。

また、報告書では上記3のとおり、内部統制は相応のものが構築されていると判断されているが、その実態は形式的なものに留まり様々な問題点がある。特に、以下はその大きな問題であると指摘できる⁹⁾。

- ・財務部門の特定少数者による掌握と掌握者による内部監査機能の監督（統制環境）
- ・財務部門だけで資金運用とその時価評価が完結するような仕組みとジョブローテーションの不在（統制活動）
- ・監査役の独立性の欠如と専門的知識の不足（モニタリング）

このように、オリンパスの内部統制には、統制環境や統制活動に欠陥があり、加えて以下のように監査役会の統治の限界が露呈している¹⁰⁾。本来、監査役は組織において独立した存在であり、取締役や代表取締役の業務執行を監査する役割を担うが、同社の常勤監査役、社外監査役は、いずれも就任当時の代表取締役の指名、推薦を受け就任しており、推薦者である代表取締役に対して独立性が担保されているとは、外見的にも実質的にも言い難い。また、社外監査役は、代表取締役の高校の同級生、部品納入企業関係者である。さらに、2000年以降監査役就任者のなかで財務経理分野に専門的知見を有する者は、不正実行者・認識者である監査役2名（山田、太田）のみである。このような状況下で、取締役会において財務部門から付議された案件に他の監査役が財務面から深く質問や意見をすることはなく、会計監査人から提出された報告書等の妥当性についても疑いをもっていない。監査役の監査活動の限界が認められる。さらに、不正実行者の元取締役（山田）がその後監査役に就任している点に、ガバナンス機能不全の根源がある。

オリンパスは監査役会設置会社であるが、以下、監査役会設置会社には根本的にどのような問題が内在するのかを考察する。わが国では社内監査役は上がりポストとみられる向きがある。2012年に日本監査役協会が5,765社の監査役（会）設置会社を対象に実施したアンケート結果によれば、社内監査役の前職は、「監査関係以外の部長等」が24.7%と最も多く、次いで「取締役」が19.4%と財務部門以外の部長や平取締役が多く、権限を行使できない監査役も少なくないとされる¹¹⁾。しかし、わが国の監査役には、上記2で示したように会社法に基づく強い権限が認められているほか、独任制が認められており、本来強い権限を有する。独任制とは、個々の監査役の権限行使が制限されない仕組みで、監査役が単独で権限行使できることを意味して

9) オリンパス株式会社第三者委員会調査報告書（2012）、122-135頁参照。

10) オリンパス株式会社第三者委員会調査報告書（2012）、129-130頁参照。

11) 日本監査役協会（2013）、15頁。

いる¹²⁾。ガバナンスの担い手として監査役が期待されている証左である。例えば、2008年に荏原製作所の社外取締役一人が計算書類を不承認とし、計算書類の承認が株主総会の決議事項となったことは記憶に新しい¹³⁾。この背景には、監査役が株主代表訴訟などで法的責任を問われる事例が生じるなど監査役を取り巻く社会的環境の変化がある。しかし、オリンパスのように監査役が十分に機能していない事例も多く、もし監査役に強い権限があるために、法律上の要件を満たすだけの社外監査役や専門的知識に乏しい社内監査役が配されることがあるとしたら本末転倒である。以下では、社外監査役の要件にかかる問題と監査役の選任と報酬について、法的観点から監査役会設置会社の構造上の問題を考察する。

わが国の社外監査役の要件は、「過去に当該株式会社またはその子会社の取締役、会計参与もしくは執行役その他の使用人となることがないもの」（会社法第2条第16項）である。したがって、現行法上、親会社出身者、重要な取引先関係者、近親者は社外監査役となれることに問題がある。また、対象期間に限定はなく、形式要件に柔軟性がない。前記の日本監査役協会のアンケート結果によれば、社外監査役の前職・現職は、「親会社の役職員」（24.5%）、「大株主の役職員」（10.4%）、「取引銀行の役職員」（7.4%）、「取引先の役職員」（5.9%）とされ、独立性が比較的低いと言われているものが合計48.2%となっている¹⁴⁾。

監査役の選任については、取締役が監査役の選任に関する議案を監査役（2人以上ある場合にはその過半数）の同意を得て株主総会に提出する（会社法第343条第1項）。また、監査役の報酬総額は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって決められ（会社法第387条第1項）、各監査役の報酬について定款の定めまたは株主総会の決議がないときは、その範囲内において監査役の協議によって定める（会社法第387条第2項）とされている。

しかし、株主総会の目的である事項は、取締役会の決議事項である（会社法第298条第4項）。代表取締役の権限が強いわが国の取締役会においては、オリンパスのように監査役の選任は代表取締役の意に添うものである可能性や、代表取締役が監査役全員の報酬を決めその総額を上限として株主総会の議案として上程する可能性も否定できない。日本監査役協会のアンケート結果によれば、代表取締役等執行部門が監査役候補者を選定し、監査役（会）として同意した割合は、上場会社全体で89.1%、大会社全体で87.6%である¹⁵⁾。監査役の選任案や報酬の決定

12) 会社法は、監査役会はすべての監査役で組織するが、監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定については、監査役の権限の行使を妨げることはできずとし、独任制を優先している（会社法第390条第1項及び第2項）。

13) 日本経済新聞、2008年7月21日。

14) 日本監査役協会（2013）、14頁。なお、東証は2010年から経営陣と利害関係のない独立役員として社外取締役または社外監査役を1人以上届け出ることを義務づけている。親会社出身者など明らかな利害関係があれば注意するが、2012年時点で約3割が取引先出身者である（日本経済新聞、2012年6月28日）。

15) 日本監査役協会（2013）、26頁。監査役（会）が社外監査役の選定に関わる割合は6.7%、社内監査役の場合は3.4%と少ない。

案は、監査役会で協議し取締役会への報告を経て株主総会の決議としなければ監査役のガバナンス上の機能は働かないようにみえる。

5. 株式会社の機関設計と企業統治のあり方

監査役会設置会社における監査役の権限は会社法の改正を経て強化されてきたが、オリンパス事件をはじめ企業不祥事は後をたたない。2012年9月に会社法制部会が法務大臣に答申した「会社法の見直しに関する要綱」(以下、要綱という。)は、社外取締役を活用し取締役会の監督機能を強化することを目的として監査・監督委員会設置会社(仮称)を創設することを提案している。以下では、監査・監督委員会設置会社の概要を説明し、同制度であれば、オリンパスにおける取締役の職務の執行の監査に改善されうる点はあるのかを検討する。

同制度は、取締役会の監督機能の充実という観点から、自ら業務を執行しない社外取締役を複数置くことで業務執行と監督の分離を図りつつ、そのような社外取締役が監査を担い、とりわけ次の監督機能を果たすことを意図している¹⁶⁾。

- ・取締役会における重要事項の決定に関して議決権を行使すること等を通じて経営全般を監督する機能
- ・経営全般の評価に基づき、取締役会における経営者の選定・解職の決定に関して議決権を行使すること等を通じて経営者を監督する機能

つまり、監査・監督委員には適法性監査だけでなく妥当性監査も含めて経営全般を監督することが期待されている。

要綱が提案する監査・監督委員の構成、権限等のポイントは次のとおりである¹⁷⁾。

- ・監査・監督委員は、取締役及び会計参与の職務の執行の監査を行う。
- ・監査・監督委員は、取締役でなければならず、かつその過半数は社外取締役でなければならず、業務執行取締役等を兼ねることができない。
- ・監査・監督委員の選解任及び報酬等の決定の手続は、監査役会設置会社の監査役と同様に、株主総会の決議によるものとされ、それ以外の取締役と区別して選任される。
- ・監査・監督委員は、会社の業務及び財産の状況の調査権限や取締役の違法行為の差止請求権等を有し、監査役設置会社の監査役や委員会設置会社の各監査委員が有する権限と同様の権限を有するものとされている。したがって、このような機関設計は、監査役会設置会社の監査役に、取締役会における議決権の行使を認めることと実質的に異ならないともいえる¹⁸⁾。
- ・株主総会において監査・監督委員である取締役以外の取締役の選解任や報酬等について意見

16) 法務省民事局参事官室 (2011), 2頁及び4頁。

17) 法制審議会 (2012), 1-3頁。

18) 法務省民事局参事官室 (2011), 2頁。

を述べることができ、委員会設置会社における指名・報酬委員会に準ずる機能を担う。

監査・監督委員会設置会社は、監査役会設置会社と委員会設置会社の中間的形態である（11頁の図を参照）¹⁹⁾。委員会設置会社は、人事、報酬の決定権を委ねることに経営者の抵抗が強く広く利用されていないが、監査・監督委員会設置会社が社外取締役を活用して監査・監督機能の実効性を高めるためには、会社法における社外要件が1つのポイントとなる。現行では、社外取締役及び社外監査役の社外要件は、「過去に当該株式会社またはその子会社の取締役、会計参与もしくは執行役その他の使用人となつたことがないもの」（会社法第2条15項および16項）であり、社外要件が緩い一方で、対象期間の限定がなく形式要件に柔軟性がない。要綱では次のように見直しが盛り込まれた²⁰⁾。すなわち、親会社等の関係者及び兄弟会社等の関係者でないこと、ならびに近親者でないことが社外要件に追加された。ただし、重要な取引先の関係者でないことは追加要件とされていない。また、人材確保の要請に配慮して社外取締役の要件にかかる対象期間の限定が行われ、対象期間が10年とされた。

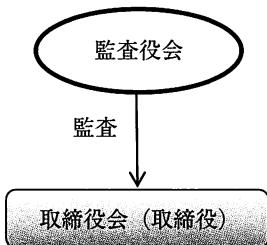
さて、オリパスが監査役会設置会社でなく、監査・監督委員会設置会社であったなら不正実行者・認識者以外の監査役は、監査・監督委員として取締役の職務の監査を有効に行うことができたか。この点について、以下の諸事項を指摘することができる。

- ・オリパスにおいては、取締役会の審議が形骸化している。取締役会において経営全般を監督する機能が発揮されるためには、機関設計の違いよりも統制環境の改善が先決であり、そうでなければ監査・監督委員が議決権を行使して経営全般を監督することは不可能であると考えられる。
- ・監査・監督委員は、代表取締役から独立性を有していることが必要である。同社の常勤監査役、社外監査役は、いずれも就任当時の代表取締役の指名、推薦を受け就任していることから、監査監督委員に期待される機能が有効に働いたとは考えにくい。
- ・常勤監査役または社外監査役は、財務分野に関する専門的知識を有していないことから、上記3で善管注意義務違反が認められた事案について、監査・監督委員として議決権を有し経営全般を監督しえた部分と、財務部門から付議された案件に財務面から適切な指摘をすることが困難な部分がありえる。
- ・監査・監督委員会設置会社では、社外取締役の取締役会に対する監督機能を期待している。オリパス事件では、社外取締役や社外監査役は取締役会において異議を唱えることもなく、事件発覚は社内取締役の指摘が契機となっている。したがって、オリパス事件では、機関設計の違いや社外取締役の有無が重要要素ではなく、その独立性が問題となっている。

19) 要綱では、社外取締役の選任の義務づけが見送られたため、監査・監督委員会設置会社を利用する企業は少ないとの指摘もある（日本経済新聞、2012年7月19日）。

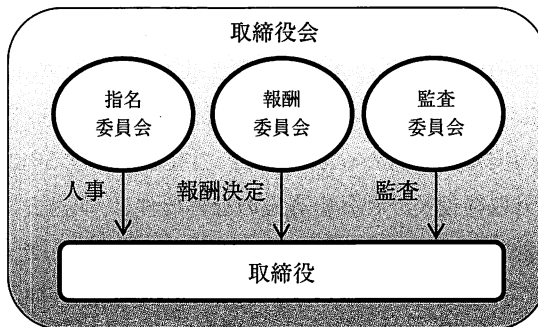
20) 法制審議会（2012）、5-6頁。

【図1】 監査役会設置会社



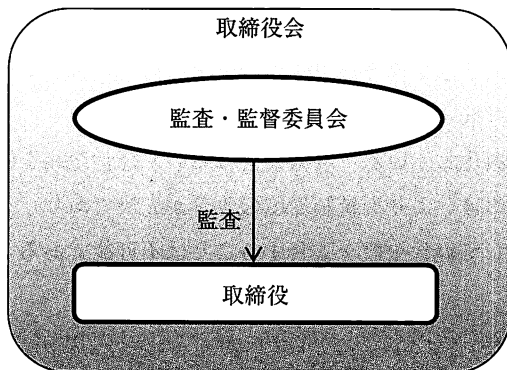
注) 監査役会は、3人以上の監査役で構成し、構成員の過半数は社外（会社法第335条第3項）。

【図2】 委員会設置会社



注) 委員会は、3人以上の取締役で構成し、構成員の過半数は社外（会社法第400条第2項及び第3項）。

【図3】 監査・監督委員会設置会社



注) 委員会は、3人以上の取締役で構成し、構成員の過半数は社外。

6. おわりに

本稿では、オリンパス事件を題材に、監査役の職務について善管注意義務違反に該当する行為があったか否かを報告書に依拠して説明した。本ケースでは、取締役会及び監査役会が形骸化し、社外監査役を含め監査役にふさわしい者が選任されておらず、ガバナンス不全であり、内部統制は形式的なものであった。

ガバナンスの担い手として監査役が機能するためにはどのような課題があるのかを探るべく、監査役会設置会社の機構上の問題点を指摘した。監査役の選任には、会社法上、監査役の同意権が付与されているが、形式上の同意ではなく監査役（会）が社内・社外監査役の選定に提案・協議などの形で積極的に関わる必要があると考えられる。

オリンパス事件を含め企業統治のあり方が問題とされる事案が相次ぎ、経営者からの影響を受けない外部者が有する機能の活用の必要性など、経営者である取締役に対する監査や監督のあり方が見直されている。監査・監督委員会設置会社は、経営の決定への関与が経営に対する監督に重要な意義を有するという観点から提案されている。監査・監督委員が監査を担うとともに、取締役会の決議で議決権を行使することや経営者の選定・解職等の決定に関与することを通じてその監督機能を果たすことが期待されている。ただし、どの機関設計であっても、独立性を確保するための仕組みと監査実施者の十分な専門的知識が伴っていなければ監査機能の実効性は高まらないと考えられる。

【引用文献・参考文献】

オリンパス株式会社監査役等責任調査委員会報告書，2012年。

オリンパス株式会社第三者委員会調査報告者，2012年。

オリンパス株主被害弁護団ホームページ<http://www.olympus-higaibengodan-tokyo.jp/about.html>

公益社団法人日本監査役協会，「役員等の構成の変化などに関する第13回インターネット・アンケート集計結果（監査役設置会社版）」，2013年。

日本経済新聞，「モノ言う監査役現る」，2008年7月21日。

日本経済新聞，「上場企業の独立役員」，2012年6月28日。

日本経済新聞，「経営監視，実効性が課題」，2012年7月19日。

法制審議会，「会社法の見直しに関する要綱」，2012年。

法務省民事局参事官室，「会社法の見直しに関する中間試案の補足説明」，2011年。